

(申立書式第4)

債権差押命令申立書

(扶養義務等に係る定期金債権及び一般債権による差押え)

東京地方裁判所民事第21部御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

債権者 乙 野 花 子 ⑩

電 話 0 3 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8

F A X 0 3 - 2 3 4 5 - 6 7 8 9

当 事 者 }
請求債権 } 別紙目録記載のとおり
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

添付書類

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 執行力ある債務名義の正本 | 1 通 |
| 2 | 同送達証明書 | 1 通 |
| 3 | 資格証明書 | 1 通 |
| 4 | 戸籍謄本 | 1 通 |
| 5 | 住民票 | 1 通 |

当 事 者 目 録

〒100-0013 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
(債務名義上の住所) 東京都目黒区目黒本町〇丁目〇番〇号

債 権 者 乙 野 花 子
(債務名義上の氏名) 甲 野 花 子

〒152-0002 東京都目黒区目黒本町〇丁目〇番〇号

債 務 者 甲 野 太 郎

〒144-0034 東京都大田区西糀谷〇丁目〇番〇号

第三債務者 〇〇電気株式会社
代表者代表取締役 丙 野 次 郎

請求債権目録 (1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

〇〇家庭裁判所令和〇〇年(家イ)第〇〇〇号事件の調停調書正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 708,691円

(1) 金 700,000円

ただし、調停条項第2項記載の令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで1か月金5万円の養育費の未払分(支払期毎月末日)

(2) 金 8,691円

ただし、執行費用

(内訳)	本申立手数料	金 4,000円
	本申立書作成及び提出費用	金 1,000円
	差押命令正本送達費用	金 2,941円
	資格証明書交付手数料	金 600円
	送達証明書申請手数料	金 150円

2 確定期限が到来していない各定期金債権

調停条項第2項記載の令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月(債権者、債務者間の長男〇〇が満20歳に達する月)まで、毎月末日限り金5万円ずつの養育費

請 求 債 権 目 録 (2)

(一般債権)

〇〇家庭裁判所令和〇〇年(家イ)第〇〇〇号事件の執行力ある調停調書正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 金 1, 0 0 0, 0 0 0 円

ただし、調停条項第5項記載の150万円の慰謝料の残金（支払期令和〇〇年〇〇月〇〇日）

2 金 3 0 0 円

ただし、執行費用

(内訳) 執行文付与申立手数料 金 3 0 0 円

合計 金 1, 0 0 0, 3 0 0 円

差 押 債 権 目 録 (1)

(請求債権目録(1)の債権について)

- 1 金 7 0 8, 6 9 1 円 (請求債権目録(1)記載の 1)
- 2 令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで, 毎月末日限り金 5 万円ずつ (請求債権目録(1)記載の 2)

債務者 (〇〇支店勤務) が第三債務者から支給される, 本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして, 頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで

ただし, 頭書 2 の金額については, その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料 (基本給と諸手当, ただし通勤手当を除く。) から所得税, 住民税及び社会保険料を控除した残額の 2 分の 1 (ただし, 上記残額が月額 6 6 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)
- 2 賞与から 1 と同じ税金等を控除した残額の 2 分の 1 (ただし, 上記残額が 6 6 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)

なお, 1 及び 2 により弁済しないうちに退職したときは, 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の 2 分の 1 にして, 1 及び 2 と合計して頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金 1, 0 0 0, 3 0 0 円

債務者(〇〇支店勤務)が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料(基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。)から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1(ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで